

宮崎県において資源管理を行うための方針 新旧対象表

新	旧 (R7.7.3 公報 第 625 号)
<p>令和 2 年 12 月 1 日制定 令和 3 年 4 月 1 日改正 令和 3 年 7 月 1 日改正 令和 3 年 12 月 24 日改正 令和 6 年 4 月 1 日改正 令和 7 年 1 月 1 日改正 令和 7 年 7 月 1 日改正 令和 8 年 4 月 1 日改正</p>	<p>令和 2 年 12 月 1 日制定 令和 3 年 4 月 1 日改正 令和 3 年 7 月 1 日改正 令和 3 年 12 月 24 日改正 令和 6 年 4 月 1 日改正 令和 7 年 1 月 1 日改正 令和 7 年 7 月 1 日改正</p>
<p>第 1 資源管理に関する基本的な事項 1 漁業の状況 本県の水産業は、令和 5 年の生産量で約 10 万トン、生産額で約 436 億円にのぼり、全国的にも上位に位置している。また、漁業経営体数は 812 経営体（漁業センサス 2023）であり、多くの沿岸地域においては、水産業が重要な産業となっている。今後とも本県水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p>	<p>第 1 資源管理に関する基本的な事項 1 漁業の状況 本県の水産業は、令和元年の生産量で約 11 万トン、生産額で約 323 億円にのぼり、全国的にも上位に位置している。また、漁業経営体数は 950 経営体（漁業センサス 2018）であり、多くの沿岸地域においては、水産業が重要な産業となっている。今後とも本県水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p>
<p>第 2～第 5 (略)</p>	<p>第 2～第 5 (略)</p>
<p>第 6 その他資源管理に関する重要事項 1 漁獲量等の情報の収集 (1) (略) (2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の</p>	<p>第 6 その他資源管理に関する重要事項 1 漁獲量等の情報の収集 (1) (略) (2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条にお</p>

状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）及び漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても実施が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) (略)

2～4 (略)

第 7 宮崎県資源管理方針の検討

法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、本方針についての検討を行うとともに、本方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも 5 年ごとに見直しを行うものとする。

第 8 (略)

(別紙 1-1)～(別紙 1-2) (略)

(別紙 1-3) くろまぐろ(小型魚)

第 1 (略)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① (略)

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業(太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号 1(2)及び日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号 1

いて準用する法第 52 条第 1 項)及び漁業権者による資源管理の状況等の報告(法第 90 条第 1 項)においても実施が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) (略)

2～4 (略)

第 7 宮崎県資源管理方針の見直しの検討

法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、宮崎県資源評価委員会における直近の資源評価や最新の科学的知見に基づく資源管理施策の提言若しくは漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、本方針及び本方針に記載されている個別の水産資源について宮崎県資源管理協議会及び宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて、見直しの検討を行うものとする。

第 8 (略)

(別紙 1-1)～(別紙 1-2) (略)

(別紙 1-3)

第 1 (略)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① (略)

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業(太平洋広域漁業調整委員会指示第 37 号 1(2)及び日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 63 号 1

(2) に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

2～5 (略)

第3～第5 (略)

(別紙1-4) くろまぐろ(大型魚)

第1 (略)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(4月から12月まで)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等に係る報告の期限

陸揚げした日から3日以内(ただし、県の休日は、算入しない。)

2 宮崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(1月から3月まで)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等に係る報告の期限

陸揚げした日から3日以内(ただし、県の休日は、算入しない。)

(2) に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

2～5 (略)

第3～第5 (略)

(別紙1-4)

第1 (略)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(4月から12月まで)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、算入しない。)

2 宮崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(1月から3月まで)

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を

3 宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等に係る報告の期限

陸揚げした日から3日以内（ただし、県の休日は、算入しない。）

4 宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から3月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等に係る報告の期限

陸揚げした日から3日以内（ただし、県の休日は、算入しない。）

第3～第5 (略)

(別紙1-5)～(別紙1-8) (略)

超えるおそれがなくなつたと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、算入しない。）

3 宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、算入しない。）

4 宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から3月まで）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと知事が認めるときは、この限りでない。また、県の休日は、算入しない。）

第3～第5 (略)

(別紙1-5)～(別紙1-8) (略)

(別紙 2 - 1) ~ (別紙 2 - 4) (略)

(別紙 3 - 1) (略)

(別紙 3 - 2) かさご宮崎県海域

第 1 (略)

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和 13 年までに、中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

遊漁者も含め全長 18 センチメートル以下の再放流により小型魚保護に取り組んでいく (令和 8 年 3 月 19 日付け宮崎海区漁業調整委員会指示第 149 号)。また、漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 (略)

(別紙 3 - 3) さばふぐ類宮崎県海域 (しろさばふぐ及びくろさばふぐ)

第 1 (略)

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和 13 年までに、増加とする。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

(別紙 2 - 1) ~ (別紙 2 - 4) (略)

(別紙 3 - 1) (略)

(別紙 3 - 2)

第 1 (略)

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を令和 8 年までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

遊漁者も含め全長 18 センチメートル以下の再放流により小型魚保護に取り組んでいく (令和 2 年 3 月 30 日付け宮崎海区漁業調整委員会指示第 129 号)。また、漁業者に宮崎県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 (略)

(別紙 3 - 3)

第 1 (略)

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を令和 8 年までに、増加とすることを旨とする。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3～第4 (略)

(別紙3-4) まだい太平洋南部海域

第1 (略)

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和13年までに、高位に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3～第4 (略)

(別紙3-5) さわら太平洋中・南部海域

第1 (略)

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を、令和13年までに、高位に回復させる。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3～第4 (略)

(別紙3-6) おおにべ宮崎県海域

第1 (略)

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

(別紙3-7) しいら太平洋中・南部海域

第1 (略)

第2 資源管理の方向性

第3～第4 (略)

(別紙3-4)

第1 (略)

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和8年までに、中位以上とすることを目指す。なお、MSYベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3～第4 (略)

(別紙3-5)

第1 (略)

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において高位の資源水準を維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3～第4 (略)

(別紙3-6)

第1 (略)

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

(別紙3-7)

第1 (略)

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

(別紙 3-8) いせえび太平洋中南部海域

第 1 (略)

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和 13 年までに、増加とすることを目指す。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第 3～第 4 (略)

(別紙 3-9) かます類太平洋中・南部海域(あかかます及びやまとかます)

第 1 (略)

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第 3～第 4 (略)

(別紙 3-10) ひらめ太平洋南部海域

第 1 (略)

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和 13 年までに、中位以上に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

県が行う資源評価において判断される資源の動向を令和 8 年までに、増加とすることを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

(別紙 3-8)

第 1 (略)

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を令和8 年までに、増加とすることを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3～第 4 (略)

(別紙 3-9)

第 1 (略)

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3～第 4 (略)

(別紙 3-10)

第 1 (略)

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を令和8 年までに、増加とすることを目指す。なお、MSYベースの資源評価結果が公表された場合には、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3～第4 (略)

(別紙3-11) くるまえび宮崎県海域

第1 (略)

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和13年までに、増加とする。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3～第4 (略)

(別紙3-12) あおめえそ類太平洋中南部海域(あおめえそ及びともめひかり)

第1 (略)

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3～第4 (略)

(別紙3-13) あおりいか宮崎県海域

第1 (略)

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和13年までに、増加とする。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

(別紙3-14) (略)

第3～第4 (略)

(別紙3-11)

第1 (略)

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を令和8年までに、増加とすることを旨とする。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3～第4 (略)

(別紙3-12)

第1 (略)

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持する。なお、国の資源評価調査報告書において海域全体の資源状況等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする

第3～第4 (略)

(別紙3-13)

第1 (略)

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を令和8年までに、増加とすることを旨とする。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

(別紙3-14) (略)